

JEITA

電子情報技術産業協会技術レポート

Technical Report of Japan Electronics and Information Technology Industries Association

JEITA RCR - 2001

評価水準 EZ に関するガイダンス

Guidance of Assessment level EZ

2003年3月制定

作成

受動部品標準化委員会

Technical Standardization Committee on Passive Components

発行

社団法人 電子情報技術産業協会

Japan Electronics and Information Technology Industries Association

目 次

序 文	1
1. 一般事項	1
1.1 適用範囲	1
1.2 引用規格	1
2. 用語の定義	2
3. 評価水準の考え方	2
4. 評価水準EZにおける試験計画	3
表1 評価水準EZにおける定数試料方式による品質認証の試験計画の例	4
表2 評価水準EZにおけるロットごとの品質確認検査の試験計画の例	6
表3 評価水準EZにおける定期的な品質確認検査の試験計画の例	8
5. ppm で示す出荷品質水準の運用手順	8
附属書(規定) ppm で示す出荷品質水準の運用手順	9
1. 適用範囲	9
2. 用語の定義	9
3. 運用手順	10
3.1 初期の出荷品質水準の設定手順	10
3.2 出荷品質水準の宣言	11
3.3 検査の継続	11
3.4 不適合品率がより低い数値(高位水準)の出荷品質水準の宣言	11
3.5 累積不適合品数が10個を超えた場合の処置	11
3.6 検査ロット	12
3.7 データの累積	12
3.8 不適合品の保管	12
3.9 是正処置の実施と記録	12
3.10 ppm で示す出荷品質水準の運用の一時停止	12
附属書付表 ppm で示す出荷品質水準	13
関連規格及び文書	16
解 説	18

評価水準EZに関するガイダンス

Guidance of Assessment level EZ

序 文 従来、部品製造業者では、機器製造業者に対して納入する製品品質を、出荷検査では、合格品質水準(AQL)に基づく抜取検査を行って保証するのが一般的であった。しかしながら、出荷製品の品質水準が格段に向上し、不適合率が、ppm(100万個当たりの不適合品数)で表される程小さくなった場合、長年使用してきたAQLに基づく品質保証の手法では、実情に合わないとして新たな評価手法の採用が求められている。実際に、機器製造業者と部品製造業者との間で取り交わす品質保証契約書の中に、機器製造業者からは、出荷製品の不適合品率をppmの水準で保証することを明確にし、具体的な値を記載することを求めてきている。

部品製造業者では、このため製品品質を効率的及び経済的に保証する方法を導入することが必要になってきた。その評価方法の一つとして、国際電気標準会議の第40技術委員会 [IEC/TC 40(電子機器用抵抗器及びコンデンサ)] では、品質確認検査(ロットごと、定期的)で、一定の不適合品率を許容していた従来のAQL方式の評価水準E(又はD)に対して、ロットごとの品質確認検査の副群A0での一般性能項目の100%検査を含め、検査群の合格判定個数[許容不適合品数(c=0)]とする評価水準EZ(又はDZ)を導入した。

このガイダンスは、評価水準EZの理解を深めるとともに、部品製造業者と機器製造業者との取引で、ppmの水準での保証問題が発生した場合に、その両者での合意点を得るために参考となるようにまとめたものである。

この検査計画では、量産工程での不適合品を排除し、出荷検査では、すべて適合しているものであることを保証する。つまり、出荷検査での不適合品は、ゼロ(c=0)とする。

また、部品製造業者がppmで示す出荷品質水準について、情報を提供する場合に対応して、任意に適用できる手法を附属書に記載した。

1. 一般事項

1.1 適用範囲 部品製造業者が、自社内又は機器製造業者との間での契約に基づく品質認証試験又はロットごとの品質確認検査若しくは定期的な品質確認検査を評価水準EZで確認する場合に適用する。

1.2 引用規格 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。発行年[日本工業規格(以下、JISという。)]の場合には、発効年]を付記してあるものは、記載の年の版だけがこの規格の一部を構成するものであって、その後の改正版・追補・Amendmentには適用しない。発行年(又は発効年)を付記していない引用規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。